

. 幼保一体化

幼保一体化の目的

○ これまでの幼保一体化の取組については、

- ① 仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、
 - ② 仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、
 - ③ 家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、
- という3つの視点がある。

○ 以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

世界に誇る学校教育・保育を全ての子に

ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるように

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的な仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・幼稚園から総合こども園(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・幼稚園・保育所から総合こども園(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >
< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

幼保一体化の進め方(イメージ)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により**総合こども園**(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び「基本指針」(仮称)を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)

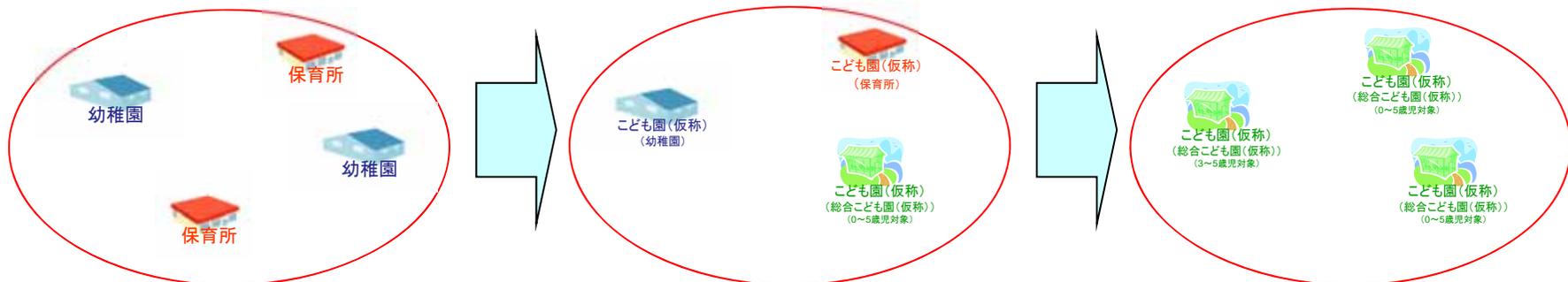
○ 都市部



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、**総合こども園**(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の**総合こども園**(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の**総合こども園**(仮称)への移行を推進する。

①地域における学校教育・保育の計画的な整備(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等 = 指定により、地域
型保育給付(仮
称)の対象

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

市町村新システム事業計画(仮称)の策定 修正

市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

(必須記載事項)

- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要
 - ・ **延長保育、病児・病後児保育の需要**
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ **妊婦健診の需要**

- 見込量の確保のための方策
 - ・ こども園(仮称)
 - ・ 地域型保育(仮称)
 - ・ 地域の子育て支援事業(仮称)
 - ・ **延長保育、病児・病後児保育**
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ **妊婦健診**

- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

(任意記載事項)

- 育休明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- **職業生活と家庭生活との両立に関する**こと

5年ごとに計画を策定



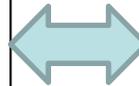
支援



支援

国の「基本指針」(仮称)のイメージ

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
 - 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
 - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
 - 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
 - ・ 目標値の設定
 - ・ 需要の見込量
 - ・ 見込量確保のための方策
 - **職業生活と家庭生活との両立に関する**こと
- 等



都道府県新システム事業支援計画(仮称)のイメージ

(必須記載事項)

- 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る**需要量の見込み、見込量確保のための方策**
大都市特例等は**後述**
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- **市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業**
- 人材の確保・資質の向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- **職業生活と家庭生活との両立に関する**こと

②多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入)

修正

【基本的な考え方】

- 質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【具体的な制度設計】

法人格	こども園(仮称): <u>安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件</u> 多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象	
指定基準	現行の基準を基礎とし、 <u>全国一律の基準として定める</u> <small>国の基準と地方の裁量の範囲については、31頁を参照 質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>	
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>撤退の際、事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等を課す</u> ・<u>質の確保の観点から、数年ごとに指定を更新</u> ・<u>保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う</u> 	
指定・指導監督	主体	<u>こども園(仮称): 広域調整の観点から、都道府県とする</u> (大都市特例等については28頁の通り) <u>地域型保育(仮称)を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、市町村とする</u>
	権限	指定・指導監督主体に、 <u>立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える</u>
需給調整	<u>指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。</u> (詳細については33~37頁を参照)	
経過措置	<u>施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園(仮称)の指定があったものとみなす</u> 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 <small>現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。</small>	

【指定制のイメージ】

事業の開始	総合こども園(仮称)、幼稚園又は保育所の認可	【認可施設と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
財政措置	こども園(仮称) 指定により、こども園給付(仮称)の対象		多様な保育事業者 指定により、地域型保育給付(仮称)の対象	×

指定制における情報開示項目

1. 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
2. 学校教育・保育の内容及びその特徴
3. 一人の職員が担当する子どもの数
4. 職員の保有免許・資格、**常勤・非常勤の別**や経験年数
5. 定員以上に応募がある場合の選考基準
6. 上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無
7. 6で「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

(1) 参入段階の要件

- 指定要件については、現行の基準を基礎として、人員配置基準・面積基準等、客観的な基準を定め、適合すれば原則指定を行うことで透明性を確保する。
- また、介護保険制度を参考として、必要な欠格要件(開設者が刑罰執行中、指定取消し後5年以内など)を定め、基準に違反した場合などに対する厳格なペナルティを設ける。

【参考】介護保険制度

平成17年改正により、指定事業者に対する連座制を導入し、非違行為、指定基準違反等に対し、厳格に対応
一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

(2) 運営段階の要件

- 他事業会計との区分経理は求めるが、繰入れや剰余金の配当に関して、法的な規制は行わない。
- 教育・保育の質に直接的に関わる職員の「常勤・非常勤」「経験年数」等について、保護者の選択に資するよう、情報開示を義務づける。
人件費が経費の過半を占める特性を踏まえ、これらの要素を公定価格に反映することも検討。
情報開示の項目の取扱いについては、今後の検討が必要
- 指定を受けた施設・事業者は、介護保険制度、障害者自立支援制度と同様に、法令遵守等に係る業務管理体制を整備し、これに関する届出を行うこととする。(P)

(3) 撤退段階の要件

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず撤退する場合には、指定辞退の事前届出、3ヶ月(P)以上の予告期間の設定、継続利用の調整義務、等を課す。
(基本的には、「今利用している子ども」への責任を果たした上で、事業者の自由意思で撤退可能な仕組み)

【対応案1】指定・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府県並びに指定都市及び中核市とする。

(考え方)

- ・ 一定期間後に大半が総合こども園(仮称)に移行する保育所について大都市特例が適用されている現状を踏まえて、大都市特例を適用する。
- ・ また、指定施設の整備については、需要の急激な変化や、潜在需要にも対応していくために、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、行政が多様なニーズを迅速かつ的確に汲み上げつつ、供給量の拡大によって対処することが強く求められている。こうした要請に的確に対応するためには、一定の行政機能や行政規模能力等を有した自治体(指定都市や中核市)については、都道府県が所管する指定や指導監督等の事務も含め、新システム全般の事務を所掌したうえで、集中的・効率的に処理することが適当である。

【対応案2】指定・指導監督の主体を都道府県及び市とする。

(考え方)

- ・ 一定の行政機能や行政規模能力等を有した自治体(市)については、都道府県が所管する指定や指導監督等の事務も含め、新システム全般の事務を所掌したうえで、集中的・効率的に処理することが適当である。

【対応案3】指定・指導監督の主体を市町村とする。

(考え方)

- ・ 新システムは、市町村を実施主体としており、こども園給付(仮称)の給付主体は市町村であるほか、必要な子どもに給付・事業を提供する責務は、都道府県ではなく、市町村にある。
- ・ このため、指定・指導監督権限は、求められている責務を果たすために必要な権限として、市町村を主体とする。
仮に、対応案1又は対応案2をとった場合においても、市町村は新システムの実施主体として、指導監督権限を有し、指定権者と共同で立入検査等を実施できることとする。

<両案共通の事項>

こども園(仮称)の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、こども園(仮称)の指定・指導監督の主体となる都道府県並びに指定都市及び中核市(案2の場合は都道府県及び市、案3の場合は全ての市町村)では、当該行政権限を行使する際には、子ども・子育て支援法において条例により地方公共団体に設置することが出来るとされる合議体又は類似の機能を有する既存の合議体(地方版子ども・子育て会議)の意見を聴くこととする。(80頁で後述)

(こども園(仮称)の指定)

- 都道府県による「こども園」(仮称)の指定については、以下の手続を法令に設ける。
 - ・ 都道府県知事は、指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の新システム事業計画との調整を図る見地から意見を求めること
 - ・ 市(又は市町村)が指定をする場合、市(町村)長は、あらかじめ、都道府県知事の同意を得る又は都道府県知事との協議を行うこと

(地域型保育(仮称)の指定)

- 市町村による「地域型保育」(仮称)の指定については、以下の手続を法令に設ける。
 - ・ 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出ること
 - ・ 都道府県知事は、届出があった場合において、事業所の所在地を含む区域における利用定員の総数が、需要量の見込みに既に達しているか、指定によって超えるとき等は、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができること
 - ・ 事業所が市町村の区域外にある場合、所在地の市町村長の同意が必要とすること

新システムの実施主体として市町村が有するこども園(仮称)に対する指導監督権限

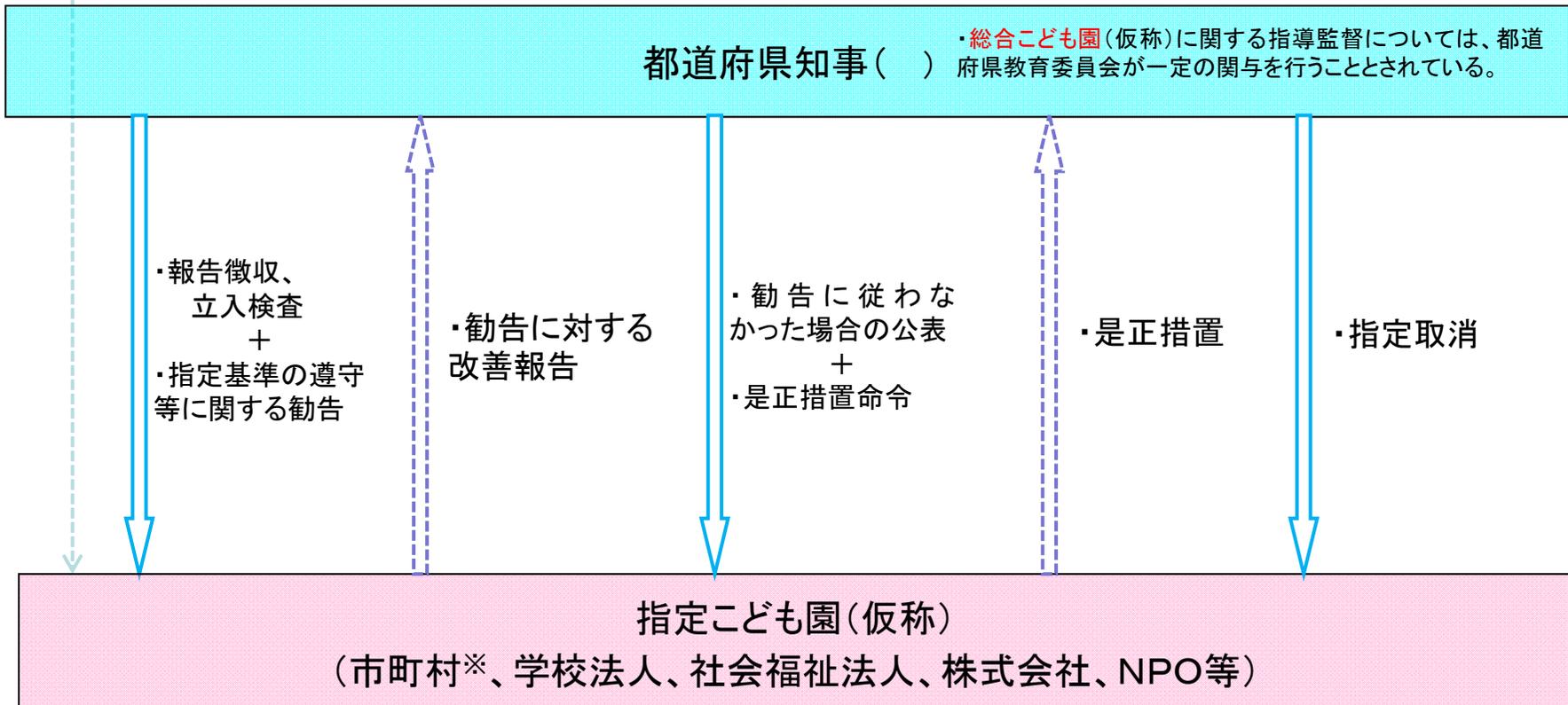
- こども園(仮称)の指定・指導監督権限は原則として都道府県であるが、市町村は、新システムの実施主体として、以下の指導監督権限を有することとする。
 - ・ 市町村長は、必要があると認めるときは、こども園(仮称)等に対し、報告・帳簿書類等の提出命令、立入検査等ができる
 - ・ 市町村は、勧告事由、指定取消事由に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない
- また、市町村の指導監督権限の実効性を高めるため、立入検査などを指定権者である都道府県と共同で実施する等の取組も可能。

指定事業者に対する都道府県等の指導・監督(イメージ)

質の確保された給付を保障するために、指定事業者に対しては指定基準に従い事業を実施することを求めることとしており、その担保のための指導監督については、介護保険制度、障害者自立支援制度等の指定制を実施している制度を参考にしつつ、**子ども・子育て支援法**において規定する。

実施主体である市町村長による一定の関与(検討中)
(報告徴収や都道府県に対する指導監督の実施の要求)

※大都市特例(指定都市、中核市)等については別途検討



※ 市町村に対しては、指導監督以外に技術的助言、勧告等も行い得る。

こども園(仮称)の指定基準に関する地方裁量について(案) **修正**

- 幼稚園を含む学校施設、保育所を含む児童福祉施設に関する基準については、地方分権の議論における精査・見直しの結果、別表の通り、質の確保に当たっては地域性を問わず全国一律のものとするべきもの及びそれ以外の地方公共団体の実情を踏まえ裁量を活かしていただくもの、について整理を行ったところ。
- また、地方分権法が平成24年度から施行されることを受け、地方公共団体においては、地方分権の議論において整理された国の定める基準と地方の裁量の範囲を前提として、保育所を含めた児童福祉施設の設備、運営等に関する基準に関する条例の策定準備など、本格施行に向けた取組を推進していただいているところ。
- 現状を踏まえ、こども園(仮称)の指定基準・認可基準については、地方分権の議論において整理された地方公共団体の裁量の範囲と統合的なものとして、国が定める基準を踏まえ、都道府県等※が条例で定めることとする。
- また、国が定める基準については、学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎として、
 - ① 「職員の資格、員数」、「保育室及びその面積」、「利用定員」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」
 - ② それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

※それぞれの事項の具体的内容については、制度施行までに更に検討する。

総合こども園(仮称)の認可基準についても、総合こども園(仮称)が学校及び児童福祉施設の位置づけが付与されることになるため、学校としての基準及び児童福祉施設としての基準を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障することとされていることを踏まえ、同様に整理。

※幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意。

※制度施行までの間、「待機児童『先取り』プロジェクト」の認可外保育施設運営支援事業を最大限活用し、可能な限り多くの認可外保育施設が指定基準を満たすことができるよう支援する。

参考：現行における主な基準の整理表

修正

○新システムにおけるこども園(仮称)の指定基準及び総合こども園(仮称)の認可基準については、「指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎」とし、総合こども園(仮称)の認可基準についても、「現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする」ことから、指定基準・認可基準については、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とすることとされている。

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
全国一律 の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置 ・園舎の面積 ・教育内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置 ・保育室等の面積 ・保育内容 	幼稚園、保育所の認可基準の適用が前提
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場の面積 ・耐火上の上乗せ基準 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止 ・自園調理(調理室の設置含む) <p style="text-align: right;">等</p>	
それ以外 の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設及び設備の使用 (教育上及び安全上支障がない場合は他の施設及び設備を使用可能) ・遊戯室、保健室等の設置 (特別の事情があるときは、保育室、職員室兼用可能) <p>※一部大綱化している規定あり。 ※地域の特別の事情を勘案するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場の面積 ・耐火上の上乗せ基準 ・保護者との連携 ・保育料以外の利用料 ・必要な用具の備付け <p style="text-align: center;">参酌すべきもの</p>	

: 幼稚園、保育所ともに全国一律基準となっている項目
 : 幼稚園、保育所いずれかで全国一律となっている項目

1. 基本的な考え方

- 新システムにおいては、市町村・都道府県が策定する新システム事業計画(仮称)に基づいて計画的に基盤整備を進めるとともに、指定制度の導入により、客観的な基準を満たした多様な事業主体の参入を促進し、保育の量的拡充を図ることとしている。
- ただし、無秩序に量的拡充が進んだ場合、地域における学校教育・保育の安定的な供給に支障が生じるおそれがあることから、中間とりまとめにおいて「需給調整」の必要性が記載されている。
- 一方において、恣意的な需給調整が行われるおそれがあると、制度の公平性、信頼性に疑念が生じ、その結果、指定制度を導入する所期の目的を達成できないこととなる。
- そのため、新システムにおける需給調整のあり方については、
 - ① 指定基準等の策定及び指定段階
 - ② 事業計画の策定段階
 - ③ 需給調整段階といったそれぞれの段階ごとに透明性・客観性を確保することが必要。

2. 指定基準等の策定及び指定段階

- ①指定基準の明確化
- ②指定基準の策定プロセスの透明化
- ③欠格要件の明確化
(欠格要件の例)
 - ・開設者が刑罰執行中
 - ・指定取消し後5年以内
 - ・指定取消を逃れるために取消処分決定日前に事業廃止の届出を行った
 - ・教育・保育の提供に当たって、不正または不当な行為を行った

3. 事業計画の策定段階

- ①事業計画の策定プロセスにおける透明性の確保
- ②事業計画における需要見込み量の客観性の確保
- ③事業計画における供給の確保方策の明確化・指定拒否の予測可能性の確保

4. 需給調整段階

- 中間とりまとめにあるように、新規の施設の参入や既存の施設の定員増により、施設・事業の供給量が計画に定めた需要見込み量を超える場合、指定権者が新規の指定や更新を行わないことをできることとするに当たり、以下について踏まえることとする。

①新規指定の停止について

- 新規指定の停止権限を発動するに当たっては、以下のような事項を勘案しながら、「地方版子ども・子育て会議」も含めた幅広い関係当事者からの意見聴取など、発動のルールや実際の発動決定のプロセスにおいて透明性を確保すること
 - ア 需給調整の権限行使に当たり、広域的な調整が必要になる市町村域を超えた需要見込み量等
 - イ 地域における状況を踏まえ、需給調整を行うのは、需要見込み量に対して一定割合を超える供給がなされている場合に限定するなど、需給調整の発動の要件
 - ウ 新規指定の申請が競合し、両者を指定すると需要見込み量を超過することとなる場合、例えば他地域において適正な学校教育・保育を提供してきた実績、利用者の利便性、特別な機能(例:夜間保育、病児保育など)

②指定更新の拒否について

【基本的な考え方】(新規指定の停止と同様)

- 広域的な調整が必要になる市町村域を超えた需要見込み量等を**勘案すること**
- 需給調整を行うのは、需要見込み量に対して一定割合を超える**供給がなされている場合に限定するなど、地域における状況を踏まえること**

【権限発動の前提】

- 指定更新の拒否については、対象となる指定施設の利用者や事業者への影響が大きいことから、可能な限り抑制的に行われるのが望ましく、実施に当たっては以下のような前提条件を**考慮すること**

【権限行使に当たっての前提①ー利用者・事業者の選択・判断による適正化ー】

- 指定更新の拒否という形で施設等に対し強制的な退出を求めるまでもなく、利用者や事業者の選択、判断によって、以下のような形で供給量が適正化されていくのではないかと。
 - ・利用者の選択の結果としての入所児童の減少
 - ・入所児童の減少に伴う採算性の悪化による自発的な撤退・定員削減

【権限行使に当たっての前提②ー関係者が一体となった計画的な調整ー】

- その上で、なおも供給が需要を上回る場合、都道府県及び関係市町村の連携の下で、対象地域内の事業主体など関係当事者の合意を得て需給調整実施計画を策定し、これに基づく定員削減などによる供給体制の再構築を図るべきではないかと。



- 上記において当事者間の合意が得られないなど、供給体制の再構築を進める上でやむを得ない場合に、**以下も踏まえつつ、都道府県が指定主体として有する指定更新拒否の権限を行使することとする。**

※ 事業主体、利用者に対する説明を行うとともに、利用者の継続利用を確保することが前提

※ 当該地域において適正な学校教育・保育を提供してきた実績、利用者の利便性、特別な機能(例:夜間保育、病児保育など)などをどのように考慮するか。また、認可施設か否かを考慮する必要があるか。

- その際、発動のルールや実際の発動決定のプロセスにおいて、「地方版子ども・子育て会議」も含めた幅広い関係当事者からの意見聴取を行う**など、発動のルールや発動決定のプロセスにおいて透明性を確保するほか、対象となる事業者からの聴聞など、適正な手続を踏んだ上で実施する必要がある。**

供給過剰状態

新規指定等の停止
(新規参入・既存施設の
定員増の停止)

需要
見込み量

<

供給量

利用者・事業者の選択・判断による適正化

- ・利用者の選択の結果としての入所児童の減少
- ・入所児童の減少に伴う採算性の悪化による自発的な撤退

※一定期間前までの届出が必要

計画的な調整による供給体制の再構築

- ・都道府県及び関係市町村の連携の下、対象となる地域における事業主体など関係当事者の合意を得て需給調整実施計画を策定
- ・同計画に基づき、各事業主体が定員削減などを行い、供給体制の再構築

計画的な調整なしに指定更新拒否
を行うのは適切ではない

指定更新拒否による供給削減

- ・計画的な調整において、関係者の合意が得られないなど、供給体制の再構築を進める上でやむを得ない場合に、指定更新拒否を実施

実施に当たっては「地方版子ども子育て会議」など幅広い関係当事者からの意見聴取

<基本的考え方>

- 平成22年4月より、社会福祉法人以外の法人種別についても、学校法人会計基準による収支計算書又は企業会計基準による損益計算書など、それぞれの会計処理を可能とした上で、資金収支計算分析表により、保育所運営費に係る資金の流れを把握することが可能となっており、比較的、簡易な方式となっている。
- ただし、現行の会計処理方法は、保育所運営費は市町村から事業者に対する委託費という前提のものであり、新システムにおけるこども園給付(仮称)は個人給付と性質が大きく異なることとなる。
このため、別途検討しているこども園給付(仮称)や総合こども園(仮称)における使途範囲に関する検討に応じて、会計処理上、必要な情報量、書類等に幅があり得ることに留意し、介護保険制度、障害者自立支援制度を参考にしつつ、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とする。
複数事業部門を有する事業者の場合、こども園給付(仮称)の流れが分かるものとする。
- 個人給付であるこども園給付(仮称)に関して、給付された費用のフローについて、どの程度、詳細にチェックする仕組みとするのか、事業主体・地方自治体の事務処理負担も踏まえつつ、その詳細な仕組みについて、介護保険制度等を参考に、制度施行までに更に検討する。
- 上記は、現行の保育所運営費の支給対象となっているものについての整理であり、幼稚園としてこども園(仮称)の指定を受ける施設の場合は、学校法人会計による現在の取扱いを踏襲する。